

## 石川県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(目的)

第1条 この要綱は、石川県における福祉サービス第三者評価制度を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という）に関する認証要件等を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の公平性、中立性及び信頼性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図ることを目的とする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証要件は次のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること
- (2) 評価決定委員会を設置し、評価結果の決定を行うこと
- (3) 次の区分ごとに評価調査者が1名以上所属していること
  - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有している者と認められる者
  - イ 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有している者と認められる者
- (4) 評価調査者は、県が指定する者が実施する評価調査者養成研修又はこれに相当する研修を受講し修了していること
- (5) 評価調査者に対して、定期的な研修機会を確保すること
- (6) 一件の第三者評価に2人以上（第2条第3号のア及びイの双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること
- (7) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること
  - ア 所属する評価調査者の一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、第2条第3号のア及びイに関する資格又は主な経歴を記載すること。ただし、氏名については非公開も可とする。）
  - イ 事業内容に関する規程
  - ウ 第三者評価の手法に関する規程
  - エ 守秘義務に関する規程
  - オ 倫理規程
  - カ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制
  - キ 料金表
  - ク 評価事業の実績
- (8) 県が定める第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定を満たすこと。

(評価機関の認証)

第3条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、必要な書類を添えて、県に認証申請を行う。

2 県は、前項の申請を受けて、第2条で定める認証要件に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ石川県福祉サービス第三者評価推進委員会第三者評価機関認証部会（以下「推進委員会認証部会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関を認証した場合、又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその

旨を申請者に通知する。

4 県は、認証した評価機関に係る第2条第7号に関する事項を石川県のホームページで公表することとする。

(変更及び廃止)

第4条 評価機関は、認証申請時の事業内容に変更があった場合又は事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を届け出なければならない。

(認証の取消)

第5条 県は、評価機関が次の各号に該当するときは、当該機関の認証を取り消すことができる。

(1) 第2条で定める認証要件のいずれか一つが欠けた場合

(2) 一定期間事業実績がない場合

(3) 第8条に定める定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合

(4) 次に掲げる不正な行為を行った場合

ア 第三者評価事業を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取る行為

イ 守秘義務に違反する行為

ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為

エ 法令に違反する行為

オ その他社会通念上不正と認められる行為

2 県は、前項に基づき評価機関の認証を取り消すときは、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関の認証を取り消したときは、当該機関へその旨の通知を行う。

(認証の辞退)

第6条 認証を辞退する評価機関は、県に届出を行うものとする。

(異議申立)

第7条 第3条第2項及び第5条による処分に対し、不服がある場合は、処分の相手方は、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面により異議を申し立てることができる。

2 県は、前項の規定による異議申し立てを受理した場合は、再度審査し、あらかじめ、推進委員会の意見を聴き、結果を通知するものとする。

(事業報告等)

第8条 評価機関は、毎事業年度終了後、県に対し、速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

2 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施について必要な事項は、認証細則で定める。

附 則 この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年1月15日から施行する。